

令和5年10月 神河町区長会 会議次第

ハートがふれあう住民自治のまち ～大好き！私たちの町 かみかわ～

と き 令和5年10月23日（月）
午前9時00分から
ところ 神河町役場3階第3会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 町長あいさつ

4. 協議事項 = 行政より =

(1) 建設課から

- ・令和6年度区要望資料の提出について及び
各区要望の令和5年度10月時点の回答（資料1・一部机上配布）

(2) 住民生活課から

- ・令和5年度『冬のクリーン作戦』について及び
夏のクリーン作戦実施に当たっての意見（要約）について（資料2）
- ・令和6年度防犯灯等 町補助制度活用予定調査について（資料3）
- ・地区防災計画の策定と提出について（資料4）
- ・AED購入補助要望について（資料5）

(3) 農林政策課から

- ・神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について
（資料6）
- ・令和6年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕及び補強の整備要望調査について
（資料7）

(4) 総務課から

- ・地域自治協議会設立に向けた取組について（資料8）

5. 区長会協議・報告事項

- ・第54回兵庫県連合自治会大会の開催について（資料なし）
- ・第17回神河町区長会親善ゴルフコンペの開催について（机上配布）
- ・子育て応援ネット推進事業広報啓発グッズ（ウェットティッシュ）（机上配布）

6. 今後の予定

・第54回兵庫県連合自治会大会

日時：11月20日（月）午後1時30分～

場所：アクリエひめじ 大ホール

対象：区長会役員

※兵庫県連合自治会（旧役員）感謝状 被表彰者 … 森 前区長様

※兵庫県自治（自治功労）被表彰者 … 川上区長様

※兵庫県連合自治会会長表彰 被表彰者

… 猪篠区、大河区、高朝田区、為信区、峠区の区長様

・冬のクリーン作戦

日時：12月3日（日）午前8時00分～ 場所：町内

・12月定例区長会

日時：12月22日（金）午後1時00分～ 場所：第3会議室

※懇親会等の状況により、開催時間を変更する場合がありますので、御了承ください。（後日、正式通知を送付させていただきます。）

・神崎郡連合区長会研修会（講演）

日時：令和6年1月30日 予定

場所：福崎町エルデホール

対象：全員

7. 閉 会

- 閉会後に休憩を入れて、引き続いて「人権研修（1時間程度）」を行います。
- 役員の皆様におかれましては人権研修後に役員会を行いますので、恐れ入りますが第2会議室へご移動をお願いいたします。

【配布資料】

- ・（該当区のみ）区要望の回答について
- ・第17回神河町区長会親善ゴルフコンペの開催について
- ・ひょうご人権ジャーナル「きずな」9・10月

報告等締切日一覧表

令和5年10月23日開催

番号	件名	報告の必要性	区長会
	報告先	報告期日	資料番号
1	令和6年度区要望資料の提出について	必須	資料1
	建設課	11/17（金）	
2	令和6年度防犯灯等 町補助制度活用予定調査について	任意	資料3
	住民生活課	11/24（金）	
3	地区防災計画の策定と提出について	任意	資料4
	住民生活課	随時	
4	AED購入補助要望について	任意	資料5
	住民生活課	11/30（木）	
5	神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集について	必須	資料6
	農林政策課	11/24（金）	
6	令和6年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕及び補強の整備要望調査について	任意	資料7
	農林政策課	11/24（金）	
7	第17回神河町区長会親善ゴルフコンペの開催について	任意	机上配布
	総務課	11/10（金）	
8			
9			
10			

事 務 連 絡
令 和 5 年 1 0 月 2 3 日

各 区 長 様

建設課長 野 崎 直 規

令和6年度 区要望資料の提出について(御依頼)

平素は、町行政に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年依頼しております来年度、各区で最優先に実施する事業要望の資料の提出をお願いいたします。

なお、提出期限につきましては、令和6年度の予算に反映させるため、現地確認等の事務もありますので、11月17日(金)までに建設課へ直接ご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

担 当:建設課 課 長 野崎直規
副課長 藤原寿一
連絡先 34-0964

令和5年10月23日提出

令和5年度『冬のクリーン作戦』について

冬のクリーン作戦実施の目的は、「神河町民全員の手で私たちが住む町を綺麗にし、すばらしい生活環境を次世代に引き継ぐ」ことです。

つきましては、住民の皆様にご周知願うとともに、当事業にご協力いただきますようお願いいたします。詳細につきましては裏面の実施要領を御参照ください。

なお、消防団・子ども会の各団体には別途、協力依頼文を郵送しています。

記

1. 実施日 : 令和5年12月3日(日) 午前8時から ※ 小雨決行
* 予備日 / 12月10日(日)
* 延期連絡 / 防災行政無線にて午前6時前後に放送
2. 配布物 : 11月24日(金) 広報紙に合わせて配布
* 町指定ごみ袋(赤・青/各20枚セット)
* 冬のクリーン作戦時には軍手・飲み物の配布はございません。
3. 連絡事項 : * 回収ごみを町指定場所まで搬送する件は消防団に依頼済みです。
(草刈りされた草の搬入は御遠慮ください)
4. その他 : * 12月3日以外で実施される区については、実施日を区内の団体に周知お願いします。その場合、下記まで御連絡いただくとともに、収集したごみを公民館等(1箇所)へまとめて置いてください。
* 家庭や区から出るごみは、対象外です。

【お問い合わせ先】

住民生活課 担当：松本 (TEL 34-0963)

《令和5年度 神河町冬のクリーン作戦 実施要領》

1. 目的 : ・町民全員の手で、町をきれいにする
・すばらしい生活環境を次の世代に引き継ぐ
2. 実施日 : 令和5年12月3日(日) 午前8時から ※小雨決行
・予備日 / 12月10日(日)
・延期連絡 / 防災行政無線にて午前6時前後に放送

3. ごみの回収方法

区内各所で集められたごみについて、町が指定した場所への搬入を消防団に依頼しています。(搬入時間は、午前9時から午前11時まで)

- ① 神河町役場前広場(ふるさと広場)
- ② センター長谷
- ③ 神崎支庁舎横河川敷
- ④ 旧越知谷小学校前入口広場

[ごみの分別表/下表の4区分に分別ください]

分別区分		詳細	袋
RDFごみ	1	紙、布、プラスチック類、 発泡スチロール・ペットボトル	赤袋
	2	缶類(スチール・アルミ)、びん類	青袋
その他ごみ	3	金属類(粗大ごみを含む)	
	4	瀬戸物、鏡、ガラス、蛍光灯、塩ビ品	

- * 家電4品目、バッテリー・タイヤなどが投棄されている場合は、回収いただき、町指定場所まで搬入ください。
- * 多くの不法投棄物を発見された場合は、役場 住民生活課 (Tel 34-0963) まで御連絡ください。

4. 注意事項

- (1) 家庭ごみの受け入れはできません。
- (2) 缶・ビンなど土や砂が付いている場合は、土・砂を落としてください。
- (3) ごみを拾う範囲は区ごとに決めていただきますが、危険な場所での清掃は避けてください。
- (4) 子どもには安全な場所でのごみ拾いを指導ください。
- (5) 草の搬入は御遠慮ください。

～ 区独自で実施される清掃活動は、引き続き実施していただければ幸いです ～

夏のクリーン作戦実施に当たっての意見（要約）について

【クリーン作戦の実施の時期または是非について】

- ・害虫の発生時期は地域によって違いがある。夏のクリーン作戦の時期や作業時間など、ブロックごとに決めてはどうか。各区の意見を取りまとめるのは大変。
- ・草刈作業を含む12月のクリーン作戦は必要か？
- ・区単独事業ではなく町全体の事業として実施しているので、中止等について大方の判断は町でやっていただきたい。
- ・実施時期について検討が必要。夏については降雨や暑さによる熱中症なども心配である。作業内容は除草が中心となっており高齢化等による安全面の維持に課題がある。冬については不要、または時期を前にしてほしい。
- ・雨等で順延の場合は町から放送がある旨区民には伝えている。判断を区長に委ねるのは、区長はすでに現場へ出ており、放送も聞こえず、判断は無理。町の行事であり、それに合わせて日程調整している。朝6時から6時30分の間での判断を。
- ・町内一斉クリーン作戦が今後廃止になろうと継続されようと区としては地域の環境保全のためこれまでと同様実施していきたい。
- ・町一斉のクリーン作戦については年一回とし、実施時期については各区の判断に任せてほしい。住民自治に任せても良いのでは。
- ・町の施策として今までどおり主導していただき、放送の中で日程は「区長判断」でお願いしたい。
- ・天気予報や雨雲レーダー等の情報を駆使し、6時時点で最終決断をすべき。
- ・7月第2日曜日は梅雨の後半か末期にあたるので、今後も雨天が予想される。五月晴れの5月中旬か下旬に時期を変更するのも一考では。
- ・町道や町管理水路の除草等はクリーン作戦以外の日に実施している。クリーン作戦は区内をきれいにしようという意識付けの日と捉えており現在の実施方法で問題ないと考えている。
- ・晴天、曇天なら町内一斉に実施する方が望ましいが、今年のようなことがあると混乱を招くので「7月中に実施すればよい」位に考えて、雨天の程度に関わらず各区の判断で事前に実施日を決めても良いのでは。ごみの収集等に課題が出てくるが。

【その他】

- ・少子高齢化により労働力が年々低下。作業範囲を狭くしたり、住民の負担を軽減する方策を考えることが大事。
- ・7月のクリーン作戦までに県道の草刈りをしてもらいたい。
- ・町が河川の草刈りを業者に依頼してもらいたい。
- ・町主導でヘルメット、防護めがねの着用を義務付け指導できないか。

事務連絡
令和5年10月23日

各区長様

住民生活課長 平岡民雄

令和6年度 防犯灯等 町補助制度活用予定調査について（御依頼）

平素は、町行政につきまして、格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、令和6年度に町補助制度を活用し、防犯灯及び防犯カメラの設置を予定されている地区は、別添の調査票に記入頂きまして、住民生活課へ御提出下さいますようお願いいたします。

提出期限：令和5年11月24日（金）

※ FAX可

担当：住民生活課 森岡

連絡先：34-0963

FAX：34-1556

住民生活課 行 (F A X 3 4 - 1 5 5 6)

令和 6 年度 防犯灯及び防犯カメラ 実施予定調査票

来年度 (令和 6 年度) 予算編成資料として必要ですので、下記表の区分ごとに予定数量を御記入下さい。

集落名 ()	
区 分	数 量
新設 既設電柱等に設ける場合 補助額：2万円上限	基
新設 支柱を新たに設ける場合 補助額：3万円上限	基
更新 機器の更新 (器具の取替え) 補助額：事業費の 1 / 2 (1 万円上限)	基
防犯カメラ 補助額：事業費の 1 / 2 (1 6 万円上限) <u>※ 県随伴補助により、補助対象は1地区1基 までとします。</u>	基

事 務 連 絡
令和5年10月23日

各区長 様

神河町住民生活課長 平岡 民雄

地区防災計画の策定と提出について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、町防災行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、全国各地で発生している大規模災害において、行政だけでは十分な対応ができず地域の防災力が必要であることから地域の環境や特性に応じた地区防災計画の策定をお願いしているところです。

現時点において別紙のとおり19地区が策定されていますが、既に策定されている地区におかれましては、お手数ですが、住民生活課まで計画書の御提出をお願いします。

策定中又は未策定の地区におかれましては、引き続き策定に向けて御尽力頂きますようお願いいたします。

【担当】

住 民 生 活 課 森 岡

TEL：0790-34-0963

FAX：0790-34-1556

Mail：jyumin_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp

地区防災計画作成進捗状況

神崎エリア	提出状況	作成予定	備考	大河内エリア	提出状況	作成予定	備考
新田		R5年度	現在策定中	新野	提出済		R5年度作成
作畑		R5年度	現在策定中	野村		未定	
大畑		R5年度	現在策定中	比延		R4年度	
越知		R5年度	現在策定中	寺前		R4年度	
岩屋		R5年度	現在策定中	鍛冶	提出済		R4年度作成
根宇野		未定		大河		R5年度	
山田	提出済		R4年度作成	上岩	提出済		R4年度作成
中村	提出済		R4年度作成	高朝田	提出済		R5年度作成
栗賀町	提出済		R4年度作成	宮野	提出済		R4年度作成
福本	提出済		R5年度作成	南小田	提出済		R3年度作成
貝野	提出済		R5年度作成	上小田		未定	
しんこうタウン		未定		川上	提出済		R4年度作成
寺野	提出済		R4年度作成	大川原		R5年度	現在策定中
柏尾	提出済		R3年度作成	本村		R4年度	現在策定中
加納		R4年度		赤田	提出済		R5年度作成
東柏尾	提出済		R4年度作成	重行		未定	現在策定中
吉富		未定		為信	未提出		R3年度作成
杉	提出済		R4年度作成	峠		未定	
大山	提出済		R5年度作成	栗		R4年度	
猪篠	提出済		R4年度作成	淵		未定	

※ この表は、令和5年10月1日時点のものです。

AED購入補助要望について

(日本赤十字社神河町分区 AED普及事業)

区公民館等にAED（自動体外式除細動器）の設置を希望される場合は活用ください。

◆ 趣 旨：AEDを町内のより多くの区に配備し、安心・安全の地域づくりに寄与します。

◆ 事業内容

① 機器販売（日赤神河町分区を通じた販売）

AED機器本体 170,500円（収納ボックス付 227,073円）

ボックス置台 51,425円

※令和5年度税込み価格

② 講習の実施

町補助の要件として「講習会の実施」をお願いしております。神河町分区として、指導員を日本赤十字社兵庫県支部から派遣し講習会開催の支援を行います。

③ 本体、バッテリー、パッド等の更新のお知らせ

本機器等における耐用年数等は下記のとおりです。更新時期等が近づきましたら、日赤神河町分区（住民生活課）から通知させていただきます。

なお、更新等に係る経費につきましては、各区の御負担でお願いいたします。

※更新時期	本体	8年（耐用年数）
	バッテリー	4年（耐用年数）
	成人パッド	2年（耐用年数）※2つ交換が必要
	小児パッド	2年（耐用年数）

◆ 購入に当たっての町補助 購入価格の2分の1以内

◆ 補助要望書の提出

① 来年度（令和6年度）に購入を希望される場合は、令和5年11月末までに別紙AED購入補助要望を住民生活課へ提出してください。

② 町の補助は、令和6年度（令和7年3月31日まで）が最終年度です。

担当 住民生活課 平岡 電話 34-0962

令和 年 月 日

AED（自動対外式除細動器）購入補助要望について

神河町長 様

区 名 _____

区長名 _____

令和6年度において、AEDを購入したいので補助金の交付を要望します。

設置予定場所 _____

ボックス置き台 有 ・ 無

令和 5 年 10 月 23 日

各 区 長 様

農林政策課長 前川穂積

神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
推薦・募集について（お願い）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は農業委員会活動に何かと御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律に基づく、農業委員及び農地利用最適化推進委員を推薦又は応募により募集します。

平成 28 年 4 月の法改正で、農業委員の過半を認定農業者とすること、また、利害関係のない者を 1 名以上含めることが要件となっております。過半を認定農業者とすることにつきましては、町内の認定農業者の数が少ない場合は、町議会の同意を得て、委員の過半数若しくは少なくとも 4 分の 1 を認定農業者及び準ずる者とすることができることとなっております。

また、性別や年齢にかかわらず、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手など多様な人材の登用が求められておりますので、女性や青年農業者の登用についても御配慮をお願い致します。

つきましては、別紙のとおり候補者の調整及び推薦書の提出について御協力をお願い致します。

なお、推薦書の提出は令和 5 年 11 月 24 日（金）までに農林政策課までお願い致します。

(今後の予定)

時 期	内 容
令和 5 年 10 月 23 日	区長会において、募集・推薦に関する詳細説明
令和 5 年 10 月 23 日～	農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集 (期間 令和 5 年 11 月 24 日まで)
令和 5 年 12 月上旬	農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の開催
令和 6 年 3 月	農業委員の任命の同意を得るための議案提出
令和 6 年 4 月 1 日	農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱

●農業委員については、原則として過半を認定農業者とする。(町議会の同意を得たときは次に掲げるもの1/4以上でも可)

ア) 認定農業者である個人

イ) 認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者

※ア) イ) が委員の過半数・・・議会の同意不要

ウ) 認定農業者であった者

エ) 認定農業者の行う事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

オ) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する組織の役員(特定農業団体組織の役員)

カ) 認定就農者である個人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人

キ) 人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者である個人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人 等

※ア) ～キ) が委員の過半数若しくは1/4以上・・・議会の同意要

●農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることのできる者を1名入れる。(中立委員)

ブロック名	担当する地区	農業委員	
		認定農業者等・農業に識見を有する者・中立委員	推進委員
越知谷B	新田・作畑・大畑・越知・岩屋	2名	1名
粟賀北B	根宇野・山田・中村・粟賀町・福本	2名	1名
粟賀南B	貝野・貝野しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	2名	1名
大山B	吉富・杉・大山・猪篠	2名	1名
寺前東B	新野・野村・比延・寺前・鍛冶・大河・上岩	2名	1名
寺前西B	高朝田・宮野・南小田・上小田	2名	1名
長谷B	川上・大川原・本村・赤田・重行・為信・峠・栗・澁	2名	1名

※神河町では、認定農業者及び認定農業者に準ずる者4名の方に農業委員になっていただく必要がありますので、下記の認定農業者及び認定農業者に準ずる者に該当する方の推薦につきまして、御配慮をお願い致します。

つきましては、各ブロック農業委員2名及び推進委員1名の調整並びに推薦につきまして御協力をお願い致します。各ブロックの代表区長様におかれましては、中立委員の選出についても御協力をお願い致します。

○認定農業者及び準ずる者(個人及び下記団体の役員)

(敬称略)

ブロック名	認定農業者	準ずる者	ブロック名	認定農業者	準ずる者
越知谷B		新田営農組合 大畑営農組合 越知営農組合 岩屋営農組合	寺前東B	(株)新野営農 (株)ヤマウチ 山内忠宜 (農)大河営農	野村営農組合 鍛冶営農組合 譜久原朝二
粟賀北B	(株)山田営農 (株)中村営農 (農)福本営農	根宇野営農組合 粟賀町営農組合	寺前西B	加門和弘 (株)ヤマウチ 山内作次 山内敦子 山内篤宜	加門エミ子 加門英樹 高朝田営農組合 南小田営農組合
粟賀南B	廣納佳則 (農)東柏尾営農	廣納加代子 廣納正 貝野営農組合 加納営農組合	長谷B		本村営農組合 赤田営農組合 大川原営農組合
大山B	(農)吉富営農 (農)杉営農 (農)大山営農 (株)猪篠ファーム				

神河町農業委員会の農業委員募集要項

1 定数

14人

2 任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

また、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 職務内容

農地法等に基づく許認可審議（毎月1回の定例会に出席、現地確認）、農地利用最適化推進委員の行う農地等の利用の最適化活動（担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等）との連携活動、地域計画策定への参画など

※全ての委員が農地等の利用の最適化の活動を月8日以上実施し記録する。

5 身分

神河町の特別職の非常勤職員

6 報酬

町の報酬条例による

※参考 令和5年度

会長 年額125,000円

委員 年額110,000円

7 推薦・応募の手続等

神河町農業委員推薦書・応募申込書（別記様式）に必要事項を記入し、郵送又は持参により神河町農業委員会へ提出してください。なお、提出書類は返却しませんので御了承ください。

- (1) 推薦申込書及び応募申込書の入手場所

・神河町農業委員会の窓口

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町役場農林政策課内 神河町農業委員会事務局 TEL：0790-34-0960

・神河町ホームページからダウンロード

8 推薦・募集期間

令和5年10月23日（月）から令和5年11月24日（金）まで【必着】（郵送の場合も期限内必着）

※ 持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに御提出ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

9 選考方法

提出書類を基に選考委員会にて選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

10 推薦・募集に応じた者の公表

推薦・募集期間の中間及び期間の終了後に、神河町ホームページにて下記の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別（2名以上の連名で推薦）
- (2) 推薦した者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦した者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者が、認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦した者が、推薦を受けた者について神河町農地利用最適化推進委員に推薦したか否かの別又は応募した者が、神河町農地利用最適化推進委員の募集に応募したか否かの別
- (7) その他町長が必要と認める事項
- (8) 推薦を受けた者の数及びそのうち認定農業者等の数
- (9) 応募した者の数及びそのうち認定農業者等の数

11 推薦・応募書類提出先及びお問合せ先

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町役場農林政策課内 神河町農業委員会事務局 TEL:0790-34-0960 FAX:0790-34-0691

神河町農業委員 推薦書 ・ 応募申込書

神河町長 様

提出日:令和 年 月 日

※推薦書・応募申込書のどちらかを で囲んで下さい。

推薦する者 (個人の場合)	氏名	印	年齢	性別	
	住所	〒 -			
	電話番号	職業			
(共同推薦者)	氏名	印	氏名	印	
	住所	〒 -	住所	〒 -	
推薦する者 (法人・団体の場合)	法人・団体の名称				
	法人の住所または、 団体の代表者の住所	〒 -			
	代表者の定めがある 場合代表者氏名	印			
	電話番号	目的			
	構成員数	人	構成員たる資格		
推薦を受ける者 又は 応募する者	氏名	生年月日	性別		
	住所	〒 -	電話番号		
	職業	地区推薦の 場合地区名			
	経歴	・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。			
	農業経営の状況 (主な作付品目)			耕作面積	a
	認定農業者等に該当しますか ※1	該当する	該当しない		
	推薦又は応募の理由				
・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。					
農地利用最適化推進委員に推薦・応募していますか		している	していない		

神河町農業委員会の農業委員候補者推薦承諾書

私は、このたび神河町農業委員会の農業委員の推薦を受け、委員候補者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

※この書面は、農業委員会の農業委員候補者となることを承諾していただくもので、委員となることが決定されたものではありません。

※1 認定農業者等の該当状況

- (1) 認定農業者である個人
- (2) 認定農業者である法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者
- (3) 認定農業者に準ずる者
 - ア 認定農業者であった者
 - イ 認定農業者の行う事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ウ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する組織の役員(特定農業団体組織の役員)
 - エ 認定就農者である個人あるいは法人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人
 - オ 人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者である個人あるいは法人の業務を執行する役員又は使用人

神河町農業委員 **推薦書** ・ **応募申込書**

神河町長 様

提出日: 令和 年 月 日

※推薦書・応募申込書のどちらかを **○** で囲んで下さい。

推薦する者 (個人の場合)	氏名	印	年齢		性別		
	住所	〒 -					
	電話番号		職業				
(共同推薦者)	氏名	印	氏名	印			
	住所	〒 -		住所	〒 -		
推薦する者 (法人・団体の場合)	法人・団体の名称	〇〇営農組合、△△地区区長会					
	法人の住所または、 団体の代表者の住所	〒〇〇〇-△△△△ 神河町寺前64番地					
	代表者の定めがある 場合代表者氏名	神河 太郎				印	
	電話番号	0790-34-0001		目的	〇〇営農活動 △△地区活動		
	構成員数	〇〇人	構成員たる資格	〇〇営農組合員、〇〇地区役員			
推薦を受ける者 又は 応募する者	氏名	神河 一郎		生年月日	昭和30年1月1日	性別	男
	住所	〒〇〇〇-△△△△ 神河町寺前64番地			電話番号	0790-34-0960	
	職業	専業農家、兼業農家、自営業、会社員			地区推薦の 場合地区名	〇〇区	
	経歴	主な職歴：農業、自営業、会社、公共団体 〇〇年 主な役員：区長、農業委員					
	農業経営の状況 (主な作付品目)	水稲、路地野菜、施設野菜、 果樹、花き、その他			耕作面積 a		
	認定農業者等に該当しますか ※1	該当する		該当しない			
推薦又は応募の理由 (具体的に) 例：地域内の状況を知っており、農地の利用の最適化に熱意と識見を有しているから。 農業への関心が高く、自らも実践し地域のことに貢献したい思いがあるから。							
農地利用最適化推進委員に推薦・応募していますか				している		していない	

神河町農業委員会の農業委員候補者推薦承諾書

私は、このたび神河町農業委員会の農業委員の推薦を受け、委員候補者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

どちらかに○を
記入

*この書面は、農業委員会の農業委員候補者となることを承諾していただくもので、委員となることが決定されたものではありません。

神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1 定数

7人（推薦及び募集する区域は、次の区域名から選択する）

担当する地区	定数
新田・作畑・大畑・越知・岩屋	1人
根宇野・山田・中村・粟賀町・福本	1人
貝野・貝野しんこうタウン・寺野・柏尾・加納・東柏尾	1人
吉富・杉・大山・猪篠	1人
新野・野村・比延・寺前・鍛冶・大河・上岩	1人
高朝田・宮野・南小田・上小田	1人
川上・大川原・本村・赤田・重行・為信・峠・栗・澁	1人

2 任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

4 職務内容

農地法等に基づく申請に伴う現地確認（毎月1回の定例会に出席、パトロールの結果報告）、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等）に伴う現場活動、地域計画策定への参画など

※全ての委員が農地等の利用の最適化の活動を月8日以上実施し記録する。

5 身分

神河町の特別職の非常勤職員

6 報酬

町の報酬条例による

※参考 令和5年度

委員 年額110,000円

7 推薦・応募の手続等

神河町農地利用最適化推進委員推薦書・応募申込書（別記様式）に必要事項を記入し、郵送又は持参により神河町農業委員会へ提出してください。なお、提出書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦申込書及び応募申込書の入手場所

- ・ 神河町農業委員会の窓口

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町役場農林政策課内 神河町農業委員会事務局 TEL：0790-34-0960

- ・ 神河町ホームページからダウンロード

8 推薦・募集期間

令和5年10月23日（月）から令和5年11月24日（金）まで【必着】（郵送の場合も期限内必着）

※ 持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに御提出ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

9 選考方法

提出書類を基に選考委員会にて選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります）

10 推薦・募集に応じた者の公表

推薦・募集期間の中間及び期間の終了後に、神河町ホームページにて下記の内容を公表します。

- (1) 推薦又は応募した区域
- (2) 推薦した者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別（2名以上の連名で推薦）
- (3) 推薦した者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦した者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦した者が、推薦を受けた者について神河町農業委員に推薦したか否かの別、又は応募した者が、神河町農業委員の募集に応募したか否かの別
- (7) その他町長が必要と認める事項
- (8) 推薦を受けた者の数
- (9) 応募した者の数

11 推薦・応募書類提出先及びお問合せ先

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町役場農林政策課内 神河町農業委員会事務局 TEL：0790-34-0960 FAX：0790-34-0691

神河町農地利用最適化推進委員 推薦書・応募申込書

神河町農業委員会会長 様

提出日: 令和 年 月 日

※推薦書・応募申込書のどちらかを で囲んで下さい。

推薦する者 (個人の場合)	氏名	印	年齢		性別	
	住所	〒 -				
	電話番号		職業			
(共同推薦者)	氏名	印	氏名	印		
	住所	〒 -		住所	〒 -	
推薦する者 (法人・団体の場合)	法人・団体の名称					
	法人の住所または、 団体の代表者の住所	〒 -				
	代表者の定めがある 場合代表者氏名	印				
	電話番号		目的			
	構成員数	人	構成員たる資格			
推薦を受ける者 又は 応募する者	氏名		生年月日		性別	
	住所	〒 -				
	職業					
	電話番号					
	経歴	・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。				
	農業経営の状況 (主な作付品目)				耕作面積	a
	推薦・応募する地区					
推薦又は応募の理由						
・この欄に書ききれない場合は任意の様式で提出して下さい。						
農業委員に推薦・応募していますか			している		していない	

神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦承諾書

私は、このたび神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦を受け、委員候補者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

*この書面は、農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者となることを承諾していただくもので、委員となることが決定されたものではありません。

神河町農地利用最適化推進委員 **推薦書** ・ **応募申込書**

神河町農業委員会会長 様

提出日: 令和 年 月 日

※推薦書・応募申込書のどちらかを **○** で囲んで下さい。

推薦する者 (個人の場合)	氏名	印	年齢		性別		
	住所	〒 -					
	電話番号		職業				
(共同推薦者)	氏名	印	氏名		印		
	住所	〒 -		住所	〒 -		
推薦する者 (法人・団体の場合)	法人・団体の名称	〇〇営農組合、△△地区区長会					
	法人の住所または、 団体の代表者の住所	〒〇〇〇-△△△△ 神河町寺前64番地					
	代表者の定めがある 場合代表者氏名	神河 太郎				印	
	電話番号	0790-34-0001		目的	〇〇営農活動 △△地区活動		
	構成員数	〇〇人	構成員たる資格	〇〇営農組合員、〇〇地区役員			
推薦を受ける者 又は 応募する者	氏名	神河 一郎		生年月日	昭和30年1月1日	性別	男
	住所	〒〇〇〇-△△△△ 神河町寺前64番地					
	職業	専業農家、兼業農家、自営業、会社員、公務員、無職					
	電話番号	0790-34-0960			地区推薦の 場合地区名	〇〇区	
	経歴	主な職歴：農業、自営業、会社、公共団体 〇〇年 主な役員：区長、農業委員					
	農業経営の状況 (主な作付品目)	水稻、路地野菜、施設野菜、 果樹、花き、その他			耕作面積 a		
	推薦・応募する地区	〇〇〇ブロック					
推薦又は応募の理由 (具体的に) 例：地域内の状況を知っており、農地の利用の最適化に熱意と識見を有しているから。 農業への関心が高く、自らも実践し地域のことに貢献したい思いがあるから。							
農業委員に推薦・応募していますか			している		していない		

神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦承諾書

私は、このたび神河町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦を受け、委員候補者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

どちらかに○を
記入

*この書面は、農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者となることを承諾していただくもので、委員となることが決定されたものではありません。

令和5年10月23日

各 区 長 様

神河町農林政策課長 前川 穂積

令和6年度鳥獣侵入防止柵等の新規、修繕及び補強の
整備要望調査について（お願い）

平素は、鳥獣による被害防止対策につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神河町ではこれまで鳥獣被害防止総合対策事業等の補助事業、神河町有害鳥獣対策施設設置事業を活用し防護柵等の整備を行ってきたところです。

しかしながら、依然としてシカ・イノシシ等による農業被害が減少していない状況が続いています。この課題に対し、来年度に向け、町では例年取り組んでいる侵入防止柵等の要望調査を行います。

つきましては、令和6年度の侵入防止柵等の整備要望書を11月24日（金）までに下記様式により報告をお願いします。なお、農会長様にも要望書をお渡ししていますので、調整をされた上で提出して下さい。

記

1. 報告様式 別紙様式1又は別紙様式2
※設置希望場所を記入した図面を添付してください。
2. 提出先 農林政策課
3. 鳥獣被害防止総合対策事業(国庫補助)の注意事項
 - ①鳥獣被害防止総合対策事業において侵入防止柵（金網柵及び電気柵）は新設かつ補助対象者の自力施工のみが対象です。また、受益戸数が1箇所当たり、3戸以上必要です。
 - ②侵入防止柵の資材費の単価（資材費合計÷総延長）が下記資材費の上限単価を超える場合は、地元負担が発生します。
 - ・上限単価（税抜き・出入り口扉費用込）
パネル式金網柵：1,950円/m、ロール式金網柵：2,790円/m、電気柵：1段148円/m
 - ③設置作業は、早くても令和6年11月前後になる予定です。
4. 神河町有害鳥獣対策施設設置事業の注意事項
 - ① 別紙 神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付要綱のとおり

担当：役場農林政策課／松田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

令和 年 月 日

神河町農林政策課 御中

_____ 区
 _____ 区 長

令和6年度鳥獣侵入防護柵等の新規整備要望について

標記のことについて、鳥獣被害防止総合対策事業等において、下記のとおり侵入防護柵等の新規整備を要望(予定)しますので、報告します。

記

種類	対象鳥獣	設置(総)延長等	備考
金網柵スカート有り (パネル・ロール) (H=1.8m以上が基本)	鹿 ・ 猪 ・ 猿	m (扉部分も含む)	幅 1.0m の簡易扉 ケ所 幅 2.0m の簡易扉 ケ所 幅 3.0m の簡易扉 ケ所 幅 4.0m の簡易扉 ケ所 その他
金網柵スカート無し (パネル・ロール) (H=1.8m以上が基本)	鹿 ・ 猪 ・ 猿	m (扉部分も含む)	幅 1.0m の簡易扉 ケ所 幅 2.0m の簡易扉 ケ所 幅 3.0m の簡易扉 ケ所 幅 4.0m の簡易扉 ケ所 その他
電気柵 (段)	鹿 ・ 猪 ・ 猿	段× m	
箱わな	鹿 ・ 猪 ・ 猿	大型	基
	猿	中型	基
囲いわな	鹿 ・ 猪 ・ 猿		基
その他			

※設置延長は、必ず現地でテープ測量をして記入して下さい。

※金網柵は、パネル式かロール式かの種類についても記入して下さい。

※金網柵において、スカート有りの場合は、スカート部分の材料代等が増えますので、その分は区負担となる可能性があります。

※扉(出入り口)の種類(幅、個数)を必ず記入して下さい。

※電気柵の段数も記入して下さい。

※設置場所を記入した図面を添付して下さい。

※裏面、被害状況も記入してください。

令和 年 月 日

神河町農林政策課 御中

_____ 区
 _____ 区 長

令和6年度鳥獣侵入防護柵の修繕・補強の要望について

標記のことについて、鳥獣侵入防護柵の修繕・補強を要望しますので、報告します。

記

区分	種類	対象鳥獣	設置（総）延長等	備考
修繕 ・ 補強				
修繕 ・ 補強				
修繕 ・ 補強				
修繕 ・ 補強				

- ※ 設置場所を記入した図面を添付して下さい。
- ※ 種類の欄に、金網柵、電気柵等の種類を記載ください。金網柵は、パネル式かロール式かの種類についても記入して下さい。
- ※ 設置延長は、必ず現地でテープ測量をして記入して下さい。
- ※ 扉（出入り口）が含まれる場合は、備考欄に種類（幅、個数）を必ず記入して下さい。
- ※ 電気柵の段数も備考欄に記入して下さい。
- ※ 修繕箇所の写真の添付をお願いします。
- ※ 裏面、被害状況も記入してください。

担当：役場農林政策課／松田／TEL 0790-34-0960／FAX 0790-34-0691

別 紙

○神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付要綱について

1. 補助の対象者は、①集落、②営農組合、③認定農業者、④その他農林家の経営安定に寄与すると町長が認めた組織です。

2. 補助対象は以下の防護柵の設置及び修繕等に係る資材費

①電気柵、②金網柵、鉄板又は木材板を使用した柵、③網等を使用した柵

3. 新たに柵を設置する場合は、以下の方法があります。

①国庫補助金等を利用する方法。この場合は国等の補助要綱の上限単価以内の場合は全額補助となります。要件として受益戸数3戸以上。

現在の上限単価（税抜き）

ア 鹿猪兼用	金網柵（ロール状）	2,790 円	ワイヤーメッシュ柵	1,950 円
イ 猪用	金網柵（ロール状）	1,970 円	ワイヤーメッシュ柵	1,290 円
ウ 獣種共通	電気柵 1段当たり	148 円	金属線混撚柵	1,090 円

②国・県の補助事業の対象にならない場合は町単独補助を利用する方法。補助金の額は、200万円を限度に補助し、その額は国庫補助の取り扱いに準じます。

4. 風水害等で修繕が必要となった場合

台風、水害、雪害等で柵に損害があった場合に補助を行います。

（1）補助金の額は、以下の①と②の金額の少ない額で、町長が認めた額の補助率10/10の額。但し、補助金の上限は25万円。但し補助金対象経費が3万円未満の場合は対象外とする。

①資材に要する経費（見積額）

②下記に掲げる、施工延長1メートル×上限単価×消費税で算出した額

現在の上限単価（税抜き）

ア 鹿猪兼用	金網柵（ロール状）	2,790 円	ワイヤーメッシュ柵	1,950 円
イ 猪用	金網柵（ロール状）	1,970 円	ワイヤーメッシュ柵	1,290 円
ウ 獣種共通	電気柵 1段当たり	148 円	金属線混撚柵	1,090 円

5. 補強することで、施設に侵入防止効果が認められる場合

補助金の額は、資材に要する経費が3万円以上で町長が必要と認めた額の補助率10/10の額。ただし、補助金の上限は25万円とする

具体的な手続き（町単独補助：新設、修繕、補強）

① 別紙の要望書を提出 11月25日 締切

来年度以降は10月区長会時

②申請書の提出・・・申請者

(1) 神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第1号の2)

(3) 施工計画図

(4) 見積書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 施工前写真(必須)

③補助金交付決定・・・町

④資材発注・・・申請者

⑤設置作業・・・申請者 施工中写真（必須）

⑥実績報告・・・申請者

(1) 神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業実績報告書（様式第 5 号）

(2) 事業実績書（様式第 1 号の 2）

(3) 施工実績図

(4) 領収書及び納品書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 完了写真（必須）

⑦補助金交付額決定・・・町

⑧請求書提出・・・申請者

⑨補助金支払い・・・町

◆各ブロック地域自治協議会設立に向けた推進状況◆

R5. 10/23区長会提出 (10/3現在)

☆協議会要綱 (1) 福祉 (2) 子ども・文化 (3) 生活環境 (4) 安全・安心活性化 (5) その他

協議会	越知谷B	栗賀北B	栗賀南B	大山B	寺前B	小田原B	長谷B	備考
【協議会設立】								
①5年4月設立	○							
②6年4月設立		○	○	○	○	○	○	
【協議会構成】								
①構成区 (口囲みは旧村)	5	5	6	4	6	5	9	40
②高齢化40%以上 (R5.4)	5	2	2	3	4	3	8	27
③ブロック世帯数 (R3.4)	341	1,058	598	552	903	410	310	4,172
④ブロック人口 (R5.6)	741	2,799	1,525	1,477	2,194	1,121	683	10,540
⑤年間交付金上限額概算	2,700	4,000	3,600	2,600	4,100	2,800	4,400	24,200
⑥設立に向けた協議会メンバー	正・副区長	区長⇒正副	各区3役	各区3役	区長⇒3役	区長⇒正副	区長	
【設立準備会】								
1 事務局 (集落支援員) 選任								
①専任							1 (元集落支)	
②兼任	1 (元職員)	1 (元地域お)	1 (元移住コ)	1 (元移住者)	1 (元区長)	1 (元教員)		
③専任+地域づくり交付金対応補助員							1 (元職員)	
2 事務所等								
①集会所内	大畑コミセン				寺前地域交流館	会長居住区		
②使用料設定	5,000円/回	5,000円/月	5,000円/月	通信光熱水費等	5,000円/回	1,000又は5,000円/回		
③上記①以外		栗賀の驛	移住定住センター	旧大山財産区事務所			センター長谷	
④ノートパソコン・プリンター	不要	不要	貸与済	貸与済	貸与済	貸与済	不要	
3 地域づくり計画								
①大まかな方向性	○	○	○	○	○	○	○	
部会数	3部会	5部会	3又は5部会	4部会	3部会	5部会	7(1)部会	
立上年度	3部会	当面1部会	当面1部会	4部会	3部会	5部会	7(1)部会	
②全体計画書	○	○	△	概要○	概要○	○	○	
③計画年数	10年	10年		10年	10年	15年	3年	
④課題項目の集約	○	○	○	○	○	○	○	
4 初年度交付金申請準備								
①設立年度事業計画及び予算	○	○	△		△	○	○	
5 組織構成・規約								
①規約・申し合わせ等確認	○	○	○	○	○	○	○	
②役員の選任	○ 2年	○ 2年	○ 2年	○ 2年	○	○ 1年	○	
③総会代議員定数	30名まで	20名まで	30名まで	30名まで	30名まで	46名	考える会委員62名	
6 ブロック内住民への情報配信展開								
①協議会開催	⑥9/20	⑯9/25	⑬9/26	⑪9/16	⑬10/23	⑮9/25	⑫9/19	
②推進状況の配信	8/25	2/24		2/24・6/26	8/25	2/24	8/25	
③その他	公共交通アンケート、部会員間ライン連絡	懇親交流も計画 ⑭7/16	4/24河川整備要望提出			各区実態アンケート		
7 設立準備会認定 (6月前)	10/15(R4)							
8 設立準備会総会	10/15(R4)	11/3		11/11		10/29	10/21	
9 協議会設立総会	4/27							
10 協議会認定	5/8							
11 地域づくり交付金								
①交付金申請	5/8							
②交付決定通知	5/11							
③交付金支払い	5/31							

★町広報による情報共有 (2021年10月、2022年4月、10月、2023年9月)

1	添付書類 チェック項目	◎設立準備会総会資料		
2		■議案関係		
3		1. 規約の承認（申し合わせ事項含む）		
4		2. 役員の承認		
5		3. 地域づくり計画（計画書及び別記様式エクセルシート）		
6		4. 6年度事業計画及び予算（配分額以内） ※ 交付金申請では実施月の明記が必要		
7		■添付書類		
8		1. 設立に向けた取組経過		
9		2. 代議員名簿		
10		3. 住民配布資料		
11		4. ブロック地域づくり計画・課題項目集約一覧（R4. 6月・8月区長会提出分）		
12		5. その他ブロックで取組んだ課題に関する資料		
13		◎認定申請に添付する書類		
14	1. 認定申請書		様式第1号/第6条関係	
15	2. 総会資料一式			
16	3. 協議関係資料及び協議記録			
17	4. 総会議事録（日時・場所、成立、審議及び議決事項、議事経過と結果、議事録署名、その他）			
18	内容 チェック項目	◎認定項目/規約チェック内容		
19		1. 7行政ブロックの1つの地域であること		
20		2. 協働のまちづくりと将来にわたって持続可能な地域づくりを推進する目的であること		
21		3. 課題解決のための方針を示し、実際に解決に向けた取組を行うこと		
22		4. 地域を代表すると認められる組織であること		
23		5. 協議会の目的・名称・地域・所在地・構成員・代表者・代表者及び役員の選出方法・意思決定機関の設置・意思決定方法・会計・監査・その他協議会を民主的に運営するために必要な事項が明記された規約等		
24		6. 地域住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できる資格を有することを規約等で定めていること		
25	7. 協議会の名称に構成する行政区又は行政ブロック名が含まれていること			
26	◎地域づくり計画チェック内容			
27	1. 名称・構成行政区・計画策定の目的・期間・地域の現状と課題・将来像・基本方針：将来像の達成のための方向・地域づくりの目標・規約			
28	2. 別記様式（エクセルシート/分野・具体的取組内容・取り組み時期・参加団体・経費等を明記/最低翌年度の計画は添付必要）			
29	内容 チェック項目	◎地域づくり交付金		
30		1. 交付金申請書		様式第1号/第5条関係
31		2. 総会資料一式		
32		3. 地域づくり計画書（策定年度のみ/事業ごとの実施月・概要・予算明記） ※ 交付金以外の財源も明記		

1	協議会関係	地域自治協議会（設立準備会）認定申請書	(様式第1号/第6条関係)
2		地域自治協議会（設立準備会）認定通知書	(様式第2号/第6条関係)
3		地域自治協議会（設立準備会）認定内容変更申請書	(様式第3号/第7条関係)
4		地域自治協議会（設立準備会）認定内容変更承認通知書	(様式第4号/第7条関係)
5		地域自治協議会（設立準備会）認定取消通知書	(様式第5号/第8条関係)
6	交付金関係	地域づくり交付金交付申請書	(様式第1号/第5条関係)
7		地域づくり交付金事業計画書	(様式第2号/第5条関係)
8		地域づくり交付金決定通知書	(様式第3号/第6条関係)
9		地域づくり交付金変更交付申請書	(様式第4号/第7条関係)
10		地域づくり交付金変更交付決定通知書	(様式第5号/第7条関係)
11		地域づくり交付金交付請求書	(様式第6号/第8条関係)
12		地域づくり交付金繰越協議書	(様式第7号/第10条関係)
13		地域づくり交付金繰越承認（不承認）通知書	(様式第8号/第11条関係)
14		地域づくり交付金積立計画協議書	(様式第9号/第12条関係)
15		地域づくり交付金積立承認（不承認）通知書	(様式第10号/第13条関係)
16		地域づくり交付金事業実績報告書	(様式第11号/第14条関係)
17	年間の事務の流れ	10月 設立準備会認定申請	
18		10月 設立準備会認定通知	
19		10月 設立準備会総会	
20		4月 協議会認定申請	
21		4月 設立総会	
22		4月 協議会認定通知	
23		5月 地域づくり交付金交付申請	
24		5月 地域づくり交付金交付決定	
25		5月 地域づくり交付金交付請求	
26		6月 地域づくり交付金交付（第1期）	
27		12月 地域づくり交付金交付（第2期）	
28		10月 ■次年度事業計画確定（予算含む）	
29		随時 ※地域づくり交付金変更交付申請	
30		随時 ※地域づくり交付金変更交付決定	
31		10月 ※地域づくり交付金繰越協議	
32		随時 ※地域づくり交付金繰越承認（不承認）通知	
33		10月 ※地域づくり交付金積立計画協議	
34		随時 ※地域づくり交付金積立承認（不承認）通知	
35		3月 地域づくり交付金事業実績報告	